

座間市入札・契約制度検討委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、座間市入札・契約制度検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 入札及び契約制度の透明性並びに競争性を高めるとともに、制度の適正な運用及び履行の確保を図るため委員会を設置する。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 入札及び契約制度の検討に関すること。
- (2) 座間市契約規則第34条第1項に規定する事務のうち、設計金額（税込み）が1,500万円以上の工事請負の指名競争入札に係る指名選考に関すること。
- (3) 座間市競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱第5条の規定に基づき、市と締結した契約に係る停止措置の期間について意見を述べること。
- (4) 低入札価格調査を行う場合において、契約の履行が可能かを調査し、決定すること。
- (5) 談合情報に係る対応に関すること。
- (6) その他入札及び契約の事務の執行において必要と認めたこと。

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ別表に定める職にある者をもって充てる。

(委員長)

第5条 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、急を要するとき又は委員長が必要と認めたときは、文書の回議による開催に代えることができる。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係職員の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め意見を聴取し、又は関係職員に資料の提出を求めることができるとともに、関係職員に調査を依頼することができる。

(結果の報告等)

第8条 委員長は、委員会で決定した事項を市長に報告するものとする。ただし、第3条第4号に係る事項は、契約主管課長に通知するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、契約主管課において処理する。

(秘密の保持)

第10条 委員会の委員及び委員会に関係した職員は、職務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(入札制度改善検討委員会設置要綱の廃止)

2 入札制度改善検討委員会設置要綱(平成8年11月11日施行)は、廃止する。

(座間市建設工事入札業者指名選考委員会要綱の廃止)

3 座間市建設工事入札業者指名選考委員会要綱(平成10年4月1日施行)は、廃止する。

(座間市公共工事低入札価格調査委員会設置要綱の廃止)

4 座間市公共工事低入札価格調査委員会設置要綱(平成10年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

委員長	副市長
副委員長	総務部長
委員	企画財政部長
	都市部長
	上下水道局長
	教育部長